

青森県報

号外第八十六号

平成十八年
九月二十九日
(金曜日)

目次

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則……………	(人事課) …… 一
青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する 条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の 一部を改正する規則……………	(同) …… 二
青森県事務委任規則の一部を改正する規則……………	(同) …… 二
青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、 及び補助執行させる規則の一部を改正する規則……………	(同) …… 二
青森県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則……………	(環境政策課) …… 三
訓 令	
青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令……………	(人事課) …… 三
青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改 正する訓令……………	(同) …… 六
青森県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……………	(同) …… 六
青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令……………	(総務学事課) …… 六
告 示	
青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関 する条例第十条の二第二項第二号の知事が定める施設の一 部改正……………	(人事課) …… 七
教育委員会	
青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改 正する規則……………	(職員福利課) …… 七

規 則

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 八

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第八十三号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条の人事課の項の第十四号中「職員手当等」の下に「漁ろう手当を除く。」を加え、「電子計算組織により処理される事務に限る」を「出先機関の職員に係る事務(電子計算組織により処理されるものを除く。)並びに出先機関の職員以外の職員で、臨時的に任用される職員のうち任用予定期間が十五日未満の職員及び特別職の職員(非常勤である職員に限る。)のうち知事が別に指定する職員に係る事務を除く」に改める。

第二十九条の五第八項第三号中「障害福祉サービス事業」の下に「又は相談支援事業」を加え、同項第四号中「身体障害者相談支援事業等」を「身体障害者生活訓練等事業等」に改め、同項第五号を削り、同項第六号中「障害児相談支援事業等」を「児童自立生活援助事業」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第七号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第九項に次の一号を加える。

二 児童福祉法の規定による障害児施設給付費の支給に関すること。

第五十八条第四項中「第二十九条の五第九項第一号」を「第二十九条の五第九項各号」に改める。

第七十四条の表中「青森市、」を削る。

第九十四条第三号中「、食事」を「及び食事」に改める。

第九十九条の三第一項の表中「青森保健所」を「東地方保健所」に改め、「青森市、」を削る。

別表第三保健所の項中「青森保健所」を「東地方保健所」に改める。
別表第六中「青森保健所感染症診査協議会」を「東地方保健所感染症診査協議会」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第八十四号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則（平成十二年三月青森県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第三十四条第六号」を「第三十五条第六号」に改め、同条第一号中「第三十四条第二号」を「第三十五条第二号」に改め、同条第二号中「第三十四条第三号」を「第三十五条第三号」に改める。

第四条中「第三十五条」を「第三十六条」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第八十五号

青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則（昭和三十六年九月青森県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第十七号の五イ中「第四十八条第一項」の下に、「（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第十八号イ中「第二十一条の九第一項」を「第二十条第一項」に改め、同号ロ中「第二十一条の九の六」を「第二十一条の五」に改め、同号カを同号ソとし、同号ワ中「第五十六条第九項」を「第五十六条第八項」に改め、同ワを同号シとし、同号中ヲをタとし、ルをヨとし、又を力とし、リをワとし、チをフとし、同号ト中「障害児相談支援事業等」を「児童自立生活援助事業」に改め、同トを同号ルとし、同号中へを又とし、ホをリとし、二を子とし、ハの次に次のように加える。

二 第二十四条の三第二項の規定による障害児施設給付費の支給の要否の決定及び同条第六項の規定による施設受給者証の交付に関すること。

ホ 第二十四条の四第一項の規定による施設給付決定の取消し及び同条第二項の規定による施設受給者証の返還の請求に関すること。

ヘ 第二十四条の五の規定による障害児施設支援に要する費用の負担が困難であることの認定に関すること。

ト 第二十四条の十五第一項の規定による指定知的障害児施設等の設置者等からの報告等の徴収及び出頭の要求に関すること（大型法人等設置施設の設置者に係るものを除く。）。

第四条の三第三十六号イを削り、同号ロ中「身体障害者相談支援事業等」を「身体障害者生活訓練等事業等」に改め、同ロを同号イとし、同号ハを同号ロとし、同条第四十一号中イ及びロを削り、ハをイとする。

附 則

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第八十六号

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則（昭和三十九年八月青森県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「（雇用保険料を除く。）」を削り、「並びに教育委員会の事務局及びその」を、「教育委員会の事務局（教育事務所及び埋蔵文化財調査センターを除く。）の職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条第二項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第六条第一項の規定により臨時的に任用される者のうち任用予定期間が十五日未満の者及び地方公務員法第三条第三項第三号に掲げる特別職の職員（非常勤である者に限る。）のうち知事が別に指定する者を除く。）に係るもの並びに教育事務所及び埋蔵文化財調査センター並びに教育委員会の」に改め、「（平成三年法律第一百十号）」を削り、「」に係るもの」の下に「（雇用保険料を除く。）」を加え、同項第二号中「手数料並びに」を「手数料、」に、「及び雇用保険料」を「並びに社会保険料（前号に規定する者に係るものに限る。）」に改め、同条第二項中「教育長、教育委員会の事務局及びその」を「教育事務所及び埋蔵文化財調査センター並びに教育委員会の」に改める。
第九条第一項第十二号中「前渡資金精算書等の受理及びその内容の調査」を「前渡資金の証拠書類の確認及び受理」に改め、「者」の下に「（教育委員会の委員及び教育長並びに教育委員会の事務局（教育事務所及び埋蔵文化財調査センターを除く。）の職員を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

青森県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第八十七号

青森県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

青森県公害防止条例施行規則（昭和四十七年九月青森県規則第六十三号）の一部を

次のように改正する。

第二十三条第一項第二号中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同項第六号中

「第七条第二十二項」を「第八条第二十五項」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

訓

令

青森県訓令甲第五十号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一各課共通（各課専決事項において別に定める場合を除く。）の項の課長専決事項の欄第二十号中「（報酬、職員手当等）」の下に「（漁ろう手当を除く。）」を加え、「支出負担行為で電子計算組織により処理されるものに係るもの」を「もの（附属機関の委員等に係るもの及び十五日未満の職員等（地方公務員法第二十二条第二項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第六条第一項の規定による臨時的任用職員のうち任用予定期間が十五日未満の職員並びに非常勤の嘱託員、調査員及びこれらに準ずるものうち知事が別に指定する職員をいう。以下同じ。）に係るもの並びに退職手当に係るもの（電子計算組織により処理されるものを除く。）を除く。）」に改め、同表こどもみらい課の項の第一号の部長専決事項の欄へ中「第二十一の九第四項」を「第二十条第四項」に改め、同欄下中「第二十一条の九の四第四項」を「第二十一条の三第四項」に、「社会保険診療報酬支払基金」を「社会保険診療報酬支払基金等」に改め、同欄下中「第二十一条の九の五第二項」を「第二十一条の四第二項」に改め、同号の課長専決事項の欄水中「第二十一条の九

の四第一項」を「第二十一条の三第一項」に改め、同欄へ中「第二十一条の九の五第一項」を「第二十一条の四第一項」に改め、同項の第九号の部長専決事項の欄八中「第二十一条の九の四第四項」を「第二十一条の三第四項」に、「社会保険診療報酬支払基金」を「社会保険診療報酬支払基金等」に改め、同欄二中「第二十一条の九の五第二項」を「第二十一条の四第二項」に改め、同号の課長専決事項の欄イ中「第二十一条の九の四第一項」を「第二十一条の三第一項」に改め、同欄口中「第二十一条の九の五第一項」を「第二十一条の四第一項」に改め、同表障害福祉課の項の第一号の副知事専決事項の欄イ中「第五十条第一項」の下に「(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄二中「第八十二条第二項」の下に「及び第八十六条第一項」を加え、同号の部長専決事項の欄イ中「指定障害福祉サービス業者」の下に「及び指定障害者支援施設」を加え、同欄中二をホとし、八をニとし、口をハとし、イの次に次のように加える。

ロ 第三十二条第一項の規定による指定相談支援事業者の指定(第四十一条第一項の規定による指定の更新を含む。)に関する事。

別表第一障害福祉課の項の第一号の課長専決事項の欄八中「第四十八条第一項」の下に「(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄へ中「第八十一条第一項」の下に「及び第八十五条第一項」を加え、同項の第二号の副知事専決事項の欄イ中「第四十条第一項」を「第四十条」に改め、同号の課長専決事項の欄イを削り、同欄口中「身体障害者相談支援事業等」を「身体障害者生活訓練等事業等」に改め、同口を同欄イとし、同項の第四号を削り、同項の第五号の副知事専決事項の欄中二をホとし、八をニとし、口をハとし、イを口とし、同口の前に次のように加える。

イ 第二十四条の十七の規定による指定知的障害児施設等の指定の取消し及び効力の停止に関する事。

別表第一障害福祉課の項の第五号の部長専決事項の欄口中「第五十条第七号」を「第五十条第六号の四及び第七号」に改め、同口を同欄ホとし、同欄中イをニとし、同二の前に次のように加える。

イ 第二十四条の二第一項の規定による指定知的障害児施設等の指定(第二十四条の十第一項の規定による指定の更新を含む。)に関する事。

ロ 第二十四条の三第十一項(第二十四条の七第二項において準用する場合を含む。)(の規定による国民健康保険団体連合会等への支払の事務の委託に関する事。

ハ 第二十四条の二十一において準用する第二十一条の三第四項の規定による社会保険診療報酬支払基金等への支払の事務の委託に関する事。

別表第一障害福祉課の項の第五号の課長専決事項の欄イ中「障害児相談支援事業等」を「児童自立生活援助事業」に改め、同イを同欄ハとし、同ハの前に次のように加える。

イ 第二十四条の十五第一項の規定による指定知的障害児施設等の設置者等からの報告等の徴収及び出頭の要求に関する事(大型法人等設置施設の設置者に係るものに限る。)

ロ 第二十四条の二十一において準用する第二十一条の三第一項の規定による障害児施設医療費の額の決定に関する事。

別表第一障害福祉課の項の第五号を同項の第四号とし、同項の第六号の部長専決事項の欄中トをリとし、ヘをチとし、ホをトとし、同欄二中「第三項」を「第六項」に改め、同二を同欄へとし、同への前に次のように加える。

ホ 第三十三条第四項の規定による精神病院の認定に関する事。

別表第一障害福祉課の項の第六号の部長専決事項の欄中八をニとし、口の次に次のように加える。

ハ 第二十二條の四第四項の規定による精神病院の認定に関する事。

別表第一障害福祉課の項中第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

別表第一の二庶務担当グループリーダーの項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、第十号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 地方公務員法第十七条第一項の規定により期限付で任用する非常勤職員の退職手当の支給に関する事。

別表第一の二庶務担当グループリーダーの項中第十一号から第十五号までを削り、第十六号を第十一号とし、第十七号から第二十一号までを削り、同表人事課給与事務担当グループリーダーの項を次のように改める。

人事課給与事務担当グループリーダー	一 報酬、給料、職員手当等(漁ろつ手当を除く。)、共済費及び賃金に係る支出負担行為及び支出命令に関する事(附属機関の委員等に係るもの、出先機関の職員に係るもの(電子計算組織により処理されるものを除く。))及び出先機関の職員以外
-------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

の職員のうち十五日未満の職員等に係るもの並びに退職手当に係るもの（電子計算組織により処理されるものを除く。）を除く。）。

二 青森県財務規則第三百三十九条の規定による前渡資金の証拠書類の確認及び受理に関すること（報酬、給料、職員手当等及び賃金に係るもので、附属機関の委員等及び出先機関の職員に係るもの並びに出先機関の職員以外の職員のうち十五日未満の職員等に係るものを除く。）。

三 公舎入居料（電子計算組織により処理されるものに限る。）及び社会保険料（出先機関の職員に係るもの（電子計算組織により処理されるものを除く。）及び出先機関の職員以外の職員のうち十五日未満の職員等に係るものを除く。）の徴収及びこれに係る収入通知に関すること。

四 地方公務員法第二十二條第二項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第六條第一項の規定による臨時的任用職員の退職手当の支給に関すること（公所である出先機関の職員に係るものを除く。）。

五 扶養手当（平成六年四月人事委員会規則七・一六六）の施行に関する次のこと（公所である出先機関の職員に係るものを除く。）。

イ 第四條の規定による扶養親族の届出に係る事実及び扶養手当の月額額の認定に関すること。

ロ 第五條の規定による事後の確認に関すること。

六 住居手当（昭和四十九年十二月人事委員会規則七・一〇九）の施行に関する次のこと（公所である出先機関の職員に係るものを除く。）。

イ 第六條の規定による住居の届出に係る事実の確認及び住居手当の月額額の決定又は改定に関すること。

ロ 第九條の規定による事後の確認に関すること。

七 通勤手当（昭和三十三年十一月人事委員会規則七・四四）の施行に関する次のこと（公所である出先機関の職員に係るものを除く。）。

イ 第四條の規定による通勤の届出に係る事実の確認及び通勤手当の月額額の決定又は改定に関すること。

ロ 第二十二條の規定による事後の確認に関すること。

八 単身赴任手当（平成二年三月人事委員会規則七・一五九）の施行に関する次のこと（公所である出先機関の職員に係るものを除く。）。

イ 第八條の規定による単身赴任の届出に係る事実の確認及び単身赴任手当の月額額の決定又は改定に関すること。

ロ 第十條の規定による事後の確認に関すること。

九 寒冷地手当（昭和三十九年九月人事委員会規則七・八五）第八條第一項の規定による確認に関すること（公所である出先機関の職員に係るものを除く。）。

十 児童手当法の施行に関する次のこと（公所である出先機関の職員に係るものを除く。）。

イ 第十七條第一項（附則第六條第二項、第七條第四項及び第八條第四項において準用する場合を含む。）の規定によつて読み替えられる第七條の規定による児童手当の受給資格及び額の認定に関すること。

ロ 第十七條第一項（附則第六條第二項、第七條第四項及び第八條第四項において準用する場合を含む。）の規定によつて読み替えられる第十四條の規定による不正利得の徴収に関すること。

八 第二十六條第二項（附則第六條第二項、第七條第四項及び第八條第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出等の受理に関すること。

二 第二十七條第一項（附則第六條第二項、第七條第四項及び第八條第四項において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出の命令及び質問に関すること。

ホ 第二十八條（附則第六條第二項、第七條第四項及び第八條第四項において準用する場合を含む。）の規定による資料の提供及び報告の要求に関すること。

別表第五地域県民局の地域健康福祉部長の項の第十一号中「第四条の三第十八号」を「第四条の三第十八号」に改め、同表地域県民局の地域健康福祉部の保健総室長健康福祉こどもセンターの保健部長の項の第二十五号中「ワ」を「レ」に改め、同表地域県民局の地域健康福祉部の福祉総室長健康福祉こどもセンターの福祉部長の項の第三号中「ホ」を「ト、リ」に、「へから又まで、ル」を「又から力まで、ヨ」に、「ワ」を「レ」に、「カ」を「ソ」に改め、同表の地域県民局の地域健康福祉部のこども相談総室長健康福祉こどもセンターのこども相談部長の項の第一号中「二、ホ」を「二からへまで、チ、リ」に、「ヲ及びワ」を「タ及びレ」に改める。

附 則

この訓令は、平成十八年十月一日から施行する。

青森県訓令甲第五十一号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程（昭和三十八年四月青森県訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「集中課の長（本庁の部局内において非常勤職員等の給与に係る支出命令に関する事務を分掌する課の長をいう。）、「エネルギー総合対策局長、公所の長等、労働委員会事務局長、青森県立中央病院院長及び青森県立つくしが丘病院長（以下「予算執行権者」という。）」を「本庁の課長等」に改め、同条第四項中「予算執行権者」を「本庁の課長等」に改める。

第九条及び第十五条中「予算執行権者」を「本庁の課長等」に改める。

第二号様式、第三号様式及び第六号様式中「労働安全衛生」を「安全衛生」に改める。

附 則

この訓令は、平成十八年十月一日から施行する。

青森県訓令甲第五十二号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関
労働委員会事務局

青森県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

青森県職員安全衛生管理規程（昭和五十二年四月青森県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項第一号中「青森保健所、」を削る。

第十七条第二項中「この項」の下に「及び次条第一項」を加え、同項第二号中「（青森保健所にあつては、前号の規定により総括安全衛生管理責任者が指定する出先機関である所属所を除く。）」を削り、同条の次に次の一条を加える。
（東地方保健所長の職務等）

第十七条の二 東地方保健所長は、前条第二項第一号の規定により総括安全衛生管理責任者が指定する出先機関である所属所以外の青森市に設置されている出先機関である所属所及び東地方保健所の職員に係る同条第一項各号に掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とするものを行わなければならない。

2 前条第四項から第六項までの規定は、東地方保健所長について準用する。

附 則

この訓令は、平成十八年十月一日から施行する。

青森県訓令甲第五十三号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

係る事実の確認及び通勤手当の額の決定又は改定並びに同規則第二十二條の規定による事後の確認に關すること。

四 職員に係る人事委員会規則七・一五九(単身赴任手当) 第八條の規定による単身赴任届に係る事実の確認及び単身赴任手当の月額の決定又は改定並びに同規則第十條の規定による事後の確認に關すること。

五 職員及び教育長に係る人事委員会規則七・八五(寒冷地手当) 第八條の規定による確認に關すること。

2 人事課長は、前項に規定する補助執行に係る事務を専決することができる。

3 人事課長は、前項の規定により専決することができる事務について、その所属する職員に専決又は代決させることができる。

附 則

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令第十六号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年九月二十九日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会専決代決規程(昭和三十七年四月青森県教育委員会訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

別表第二各課共通の項第九号中「旅費」の下に「(費用弁償及び赴任に係るものに限る。)」を加え、同表職員福利課の項中第一号から第九号までを削り、第十号を第一号とし、第十一号を第二号とし、第十二号中「職員の給料及び職員手当等の」を削り、同号を第三号とし、同項に次の一号を加える。

四 旅費(費用弁償及び赴任に係るものを除く。)に係る支出負担行為に關すること。

附 則

この訓令は、平成十八年十月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭